令和５年度　引き上げ分の地方消費税収入の使途について

引き上げ分の地方消費税収入については、社会保障４経費その他社会保障施策に充てるものとされています。

社会保障４経費とは、年金、医療及び介護の社会保障給付費並びに少子化に対処するための施策に要する経費とされており、社会福祉・社会保険・保健衛生　のいずれかに関する施策です。

本町の引き上げ分地方消費税額及び社会保障財源として充当する事業は次のとおりです。

【歳入】

・引き上げ分地方消費税交付金　　279,173千円

（県見込額）　14,187,000,000円　×（人口按分）0.019678103729148

【歳出】

（単位：千円）

事業名			事業費	財源内訳				引上げ分の地方消費税
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	重度心身障害者等医療費助成費	44,000	15,385			28,615	17,606
	児童福祉事業	子ども医療費助成費	89,500	15,000			74,500	45,837
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計繰出金	120,557	69,896			50,661	31,169
	介護保険事業	介護保険特別会計繰出金	168,128	12,445			155,683	95,785
	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療特別会計繰出金	58,702	33,781			24,921	15,333
保健衛生	健康増進事業	がん検診等疾病予防対策事業	53,169	1,752		6,900	44,517	27,389
	予防接種事業	個別予防接種事業（新型コロナ除く）	75,374	521			74,853	46,054
合　計			609,430	148,780	0	6,900	453,750	279,173